

# 宇 城 市 の 奨 学 金 制 度

## 1 貸付対象者（次のすべてに該当する方）

入学支度金	定期奨学金
①宇城市に居住する人の被扶養者 ②学校教育法に規定する学校等に入学することが確実であると見込まれる方 ③経済的理由により修学が困難であると認められる方、又は、家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方	①宇城市に居住する人の被扶養者 ②学校教育法に規定する学校等に在籍している方 ③経済的理由により修学が困難であると認められる方、又は、家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方

## 2 貸付額

区 分	入学支度金	定期奨学金
高等学校、専修学校の高等課程	200,000円	月額20,000円
高等専門学校		
短期大学、専修学校の専門課程	400,000円	月額25,000円
大学		月額30,000円 又は 月額50,000円

## 3 貸付手続

### (1) 申請期間

※土日祝を除く。

入学支度金	定期奨学金
1 1月1日～1月31日 前期 11月1日～12月28日 後期 1月4日～1月31日	4月1日～5月31日 前期 4月1日～4月30日 後期 5月1日～5月31日 ※家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方については、随時

### (2) 提出書類

入学支度金	定期奨学金
①奨学金申請書 ②生計を一にする世帯員全員の住民票（続柄の入ったもの） ③生計を一にする世帯員全員の所得証明書（中学生以下を除く） ④入学決定を証明する書類（合格通知書等）※後日で可 ⑤在学証明書（発行日が4月1日以降のもの）※入学後に提出	①奨学金申請書 ②生計を一にする世帯員全員の住民票（続柄の入ったもの） ③生計を一にする世帯員全員の所得証明書（中学生以下を除く） ④在学証明書（発行日が4月1日以降のもの）

- (3) 提出先 宇城市教育委員会 教育総務課
- (4) 選考方法 日本学生支援機構の第一種奨学生の基準により算定した額に1.3を乗じて判定し、宇城市教育委員会で審査の上、選考します。
- (5) 結果通知  
次の期日に文書で通知します。

入学支度金	定期奨学金
1月下旬～3月上旬 前期 1月下旬～2月上旬 後期 2月中旬～3月上旬	5月下旬～7月上旬 前期 5月下旬～6月上旬 後期 6月中旬～7月上旬

- (6) 貸付予定  
次の期日に、指定の口座に振り込みます。

入学支度金	定期奨学金
2月下旬～3月下旬 前期 2月下旬～3月上旬 後期 3月下旬	4月～7月分…5月 ※新規申請分は6月～7月 前期 6月 後期 7月 8月～11月分…8月 12月～3月分…12月

#### 4 返還

学校等を卒業した日から起算して12か月を経過した日の属する月の翌月から、次の年数内に返還してください。

区 分	入学支度金	定期奨学金
高等学校、専修学校の高等課程	2年	6年
高等専門学校		10年
短期大学、専修学校の専門課程	4年	4年
大学（修学年数4年）		8年
大学（修学年数6年）		12年

### 宇城市教育委員会 教育総務課 総務係

(宇城市役所本庁 3階 33番窓口)

〒869-0592

宇城市松橋町大野85番地

電 話 0964-32-1907

F A X 0964-32-1137